



第106号

2020年12月10日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



今年5月に建設アスベスト訴訟を静岡地裁に提起した和田薫さん。悪性胸膜中皮腫を発症し、2017年に右肺を摘出する手術を受けました（2020年10月27日、三島市内）。

106号目次

- ☆ 胸膜中皮腫で右肺の摘出手術を受けた和田薫さん 今年5月に国と日立製作所に対する建設アスベスト訴訟を提起 P2~P4
- ★ 新型コロナウイルス感染症の労災認定事案を通して考えた今後の課題 P4~P6
- ☆ 地下鉄六番町駅アスベスト飛散事故 名古屋市が元請け業者を相手取った費用請求訴訟を提起していたことが判明 P6~P8
- ★ 専門官とは専門家ではない、という話 P9~P10
- ☆ 代表日誌 P10~P11
- ★ 事務局からのお知らせ P12

☆胸膜中皮腫で右肺の摘出手術を受けた和田薫さん

今年5月に国と日立製作所に対する建設アスベスト訴訟を提起



静岡県沼津市在住の和田薫さん（72歳）は2017年10月17日、68歳の時に中皮腫を発症した右肺を摘出する手術を静岡県立がんセンターで受けました。当初は胸膜を剥離する手術を行う予定でしたが、胸膜が肺に食い込み、剥離することが困難だったことから右肺を全摘することになりました。手術は12時間におよび、輸血は2リットルになりました。和田さんが麻酔から目が覚めた時、主治医から「肺を取っちゃったよ」と言われました。和田さんはまさかと思いました。その時は片肺の無い生活がどんなものか想像も出来ませんでした。肺を摘出する可能性があることは事前に主治医から聞いていました。

手術後、痛み止めの入っている瓶から伸びたチューブを痛みが取れるまで傷口に入れていました。病院食は口に合わず、病院内のコンビニでヨーグルトや皮をむいたリンゴ等を買って、食べて体力をつけることに努めました。11月8日に退院し12月まで経過観察となりました。経過観察中は1週間に1度の定期検査を受けました。

年が明けて、1月9日より再び入院をして放射線治療を受けることになりました。放射線治療は30回の予定でしたが、1回目の治療から副作用が出現し、和田さんは食事を受け付けなくなりました。何とか6回目まで放射線治療を受けましたが、体の限界を感じ治療を中止してもらい、体力がつくまで点滴治療を受けることになりました。

放射線治療が始まってからの最初の外出許可の時は嘔吐が酷い状態になり、夜寝るときに枕元にバケツを置きました。3回目の外出許可の時、昼に海鮮丼を食べて、夜にステーキのあさくまで食事をしたことを病院に戻り看護師さんに伝えたところ、それが医師に伝わり、医師よりそんなに食べれるなら点滴は終わりにして退院しましょうと言われ、その日の午後に退院しました。放射線治療は6回で中止になりましたが、お連れ合いは見ていて辛そうで、本人の意思にかかわらずともかく止めさせるつもりだったといいます。

和田さんが呼吸困難で近所のクリニックに駆け込んだのは手術を受けた年の3月でした。4月に紹介された沼津市立病院でのレントゲン写真に胸水の貯留が確認され、5月に県立がんセンターに入院し検査を受けたところ、悪性胸膜中皮腫の確定診断を受けました。6月から8月までアリムタによる抗がん剤治療を受けたところ、腫瘍が小さくなったことから手術をすることになりました。内視鏡検査の画像にはぶつぶつした腫瘍が無数に映り、和田さんはすごくびっくりしましたが、医師からはステージ1と告げられました。

中皮腫を発症した時、和田さんは軽自動車のバンで荷物を運ぶ運送業を個人で営んでいました。和田さんが運送業を始めたのは事務職として勤務していた日和興業の経営が立ちいかなくなった1994年、45歳の時でした。当時、日和興業は和田さんのお兄さんが経営しており、矢崎部品株式会社の自動車用電装部品であるコネクターや、その他の射出成形品（インジェクション）の金型製作をしていましたが、不況の波をかぶりました。運送業を始めて3か月間は体力的にとってもきつく、仕事から帰ってきてすぐに倒れるように眠る日々でしたが、中皮腫を発症した時は運送業を始めて23年のベテランで、体もがっちり筋肉質になり体力もある状態に変わっていました。手術前3か月間の抗がん剤治療は、仕事を続けながら受けていました。和田さんは体力があったから早く回復したと考えています。

和田さんは若い頃、父親が経営していた電機工事会社、日和興業株式会社の作業員として

6年6か月働き、発電所や工場などのプラント建設現場で電機配線工事に従事しました。日和興業はのちに自動車部品を製造する会社になりましたが、この頃は電機工事だけを請け負っていました。配線、機器設置工事では、金属製の「配線ラック」という箱型のケースを電気溶接で壁に取り付ける作業がありました。電気溶接時に飛び散る火花が、床に置かれたケーブルにかかり燃えないよう水で濡らしたアスベストシート（石綿布）をかけていました。和田さんが使用した火気養生用のアスベストシートは、和田さん達作業員を指揮監督していた一次下請け会社の日生電機工業株式会社（所在地：東京都豊島区）の所有物で、倉庫から人の手で担いで持ち出していました。

和田さんが父親の日和興業で作業員として働いたのは20代だった1968年5月から1971年6月までと、1973年9月から1976年12月までです。1982年2月から会社が倒産する1993年までも日和興業で働きましたが、この期間は事務員として採用されていました。会社に入ったり戻ったりした理由を和田さんに聞くと、「反抗心が強く、親父の会社だったから嫌になったら辞めてよその会社に行き、また戻ることをしていた」ということでした。和田さんのお父さんは途中で日和興業の経営を三男に譲り、その後、中国に金型の合弁会社を作り社長になったあと、事業を現地の人に譲り、86歳まで中国の田舎で洋ランの栽培をしたような人でした。和田さんは日和興業で事務員として働いていた時に、仕事で体をあまり動かさなくなったことからテニスを始め、テニスクラブでアルバイトをしていたお連れ合いと知り合いました。

和田さんが全国で電機配線工事に従事した発電所や製鋼所、工場等のプラント建設工事は、日立プラント建設株式会社（現在の日立製作所）が施主より工事を請負った現場でした。第1次下請けの日生電機工業は日立プラント建設より工事を請負い、日生電機工業が電機配線、機器設置工事等を和田さんが勤務していた日和興業に下請けさせる重層的下請関係にありました。尚、日立プラント建設は2013年4月に日立製作所に吸収合併されています。

2017年4月、中皮腫の発症で運送業が出来ず収入が無くなった和田さんは、主治医からの勧めに従って地元、沼津の監督署に労災請求しました。調査の結果、和田さんが最後に工事に従事した現場は、静岡市内の静岡市水道局城北下水処理場における電機設備工事であったことが判明し、同年11月、静岡労働基準監督署で労災認定の決定が行われました。この工事の元請けは日立プラント建設名古屋営業所でした。

全国に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられていた今年5月12日、和田さんから依頼を受けた大橋昭夫弁護士らは、和田さんの中皮腫発症の責任は国と日立製作所、日生電機工業にあるとして、各自3300万円の損害賠償を求める訴状を静岡地方裁判所に提出し、建設アスベスト訴訟を提起しました。

和田さんが原告となった訴訟において、国の責任については、1972年頃までにはアスベストばく露と中皮腫発症との因果関係が明らかであるとの医学的知見が確立されていたにもかかわらず、1995年に特化則を改正するまでは、国が使用者に対して、労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務づけるなどの規制権限を行使しなかったことや、アスベスト粉じんを身体内に吸入すると中皮腫等を発症するという警告を、建築作業現場に掲示させる義務を国が使用者に対し課し、アスベストによる疾病を防止するためには防じんマスクの着用が必要であることを周知徹底させることを義務づけなかったことが原告（和田さん）の中皮腫発症を招いたという主張をしています。

一方、日立製作所と日生電機工業の責任については、1977年3月までの間、アスベストの危険性を十分に認識していながら、代替品を使用させることなくアスベストシートを使用させ続けたことや、和田さんが工事に従事していた現場付近でアスベスト吹き付けが行われていたにもかかわらず防じんマスクを配布しなかったこと、改修工事において配電柵を取

り付ける為、アスベストが付着している部分をはがす作業があったにもかかわらず、防じんマスクが配布されていなかったことから和田さんが粉じんを吸い込んでしまったこと、アスベスト関連疾患及びマニュアル化したアスベスト対策について安全教育をする義務を怠ったこと等の安全配慮義務違反があったことを主張しています。

筆者が和田さんと初めてお会いしたのは2018年2月16日でした。沼津市内の喫茶店でお話ししましたが、和田さんがすでに訴訟を提起することを考えていたことから、同年3月12日に和田さんご夫妻と筆者とで静岡市内の鷹匠法律事務所に大橋昭夫弁護士を訪ねました。大橋弁護士を訪ねる前に、静岡駅のサイゼリアで中皮腫サポートキャラバン隊の共同代表だった腹膜中皮腫患者、故栗田英司さんと待ち合わせ、和田夫妻、筆者とで食事をしながらいろいろと情報交換したことを懐かしく思い出します。和田さんはこの後、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会に入会され、厚生労働省交渉にも参加し、筆者は新宿での懇親会の席を和田さんとご一緒させていただいたこともありました。

今年、10月27日、三島市内で和田さんの撮影を行うとともに、なぜ、訴訟を提起しようと考えたのか改めて聞きました。和田さんは「生涯現役になれなかった。収入が無くなり生活するのに困る。弁護士に相談したところ、全く勝ち目が無いわけではないことが分かったのと、悪いものを吸って病気になったことが腑に落ちなかった」というお答えをいただきました。

和田さんは今でも「表を歩いているとみんな仕事をやっているのがうらやましい。仕事がしたい」と思うそうで、生涯現役というのが和田さんの大きな目標であることが分かりました。お連れ合いが仕事をしていることから家事全般は和田さんがやっているそうで、畑をやるのが体力づくりになっています。スーパーマーケットでは2階まで階段を使うことに挑戦することにしており、息切れがしてきたら踊り場で休憩します。和田さんのお母さんは来年2月で101歳になるそうで、おふくろより先に死ねないと和田さんは考えています。

取材後、和田さんより「私は3年前までは普通の日常生活を送っていましたが、突然、アスベスト被害者になり、自分だけが生活も身体も不自由になり、今後どう生きていくか不安がつきまとう今日この頃です。でも、全国におられるアスベスト被害者の方々が安心して生活出来ることを願います」というメッセージが送られてきました。

(事務局 成田 博厚)

★新型コロナウイルス感染症の労災認定事案を通して考えた今後の課題



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を発症し、9月下旬に労災認定された愛知県内の有料老人ホームに勤務する70代の介護労働者Aさんは、7月中旬に発熱し、家族が探したクリニックでPCR検査を受けたところ、陽性の判定を受け、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている病院に入院しました。肺炎を発症していたことから、集中治療室（ICU）で治療を受け、8月上旬に退院しました。

同居する家族とAさんは労災保険の請求を希望し、勤務先の老人ホームにそのことを伝えましたが、勤務先で新型コロナウイルス感染症の陽性者がAさんしかいなかったことから、施設長より労災請求への協力を断られてしまい、入院中のAさんに代わってご家族が労職研に相談されました。筆者は家族とともに、Aさんの発症前2週間の行動歴等を申立書にまと

め、休業補償給付請求書（様式第8号）とともに労働基準監督署に申請しました。Aさんが入院していた病院には療養補償給付請求書（様式第5号）を提出しました。

Aさんが入院した時、同居するお二人の家族は新型コロナウイルスに感染していませんでした。Aさんの新型コロナウイルス感染症発症前、勤務先には発熱して休んだ職員がいたり、外出から帰る入居者や配達に来る宅配業者などがいたりしました。死亡した入居者もいたということでした。

Aさんの老人ホームでの業務内容は、洗濯物の処理、入居者のおむつ交換及び便、失禁の対応、入居者にコールで呼ばれた時の対応、夜間の入居者の水分確認、服薬、痰の吸引、起床させることなどでした。夜間に発熱する入居者もいて、そのような時は、看護師に電話をして指示を仰いでいました。

Aさんは新型コロナウイルス感染症が流行してからは、Aさん自身が70代で高齢であることや、勤務先に迷惑をかけたくないという思いから感染にはとても気を付けていました。発症前2週間のAさんの自宅からの外出は、家族が運転する自家用車での勤務先への送迎や食糧品と日用品の買い物だけでした。外出の際はマスクをして、消毒液を持参し、買い物も短時間で済ましていました。公共交通機関での移動は一切しておらず、以前は乗っていた自転車も、最近では利用していませんでした。

Aさんは今も酷いせき・たんにも悩まされ夜眠れないことがあるということです。この他、強い倦怠感、微熱、胸痛、関節痛などが続き通院しています。主治医は自身の診たほとんどの患者さんには症状の継続や後遺症がないと言っているということですが、同居している家族はAさんの新型コロナウイルス感染症が本当に治ったのか疑問に思っています。

Aさんのケースを通して考えた最初の疑問は、休業補償給付がいつまで支給されるか現段階では分からないということです。今のところ、退院後の休業補償給付も支給されていますが、いつ、症状固定とか治癒とされ休業補償が打ち切られるか分かりません。PCR検査で陰性となったものの、せきやたん、強い倦怠感や微熱などの新型コロナウイルス感染症の症状が継続する被災者（患者）に対しては休業補償の給付を継続して行うべきですが、今後、療養中に休業補償の打ち切りが行われる被災者（患者）が発生しないとも限りません。また、退院後の休業補償給付の不支給決定がされる事案が多く発生する可能性があるのではと懸念しています。

退院後の休業補償の打ち切りについては、新型コロナウイルス感染症に感染し入院した病院事務職員が労働基準監督署に問い合わせた際、監督署員に退院後は休業補償が支給されないと教示されたとの相談を受けたことがあったことや、医師が被災者（患者）の退院時に休業補償給付請求書（様式第8号）の医師証明欄にある傷病の経過の箇所の継続中にでなく、治癒（症状固定）にマルをつけてしまっているケースを見たことがありました。病院事務職員は、退院後も全身の倦怠感、痛み等が残り休業が長引いていましたが、新型コロナウイルス感染症の療養休業中は給料が支給されないのも、子育て中であることもあり労災の休業補償給付が支給されないと困ると筆者に話していました。新型コロナウイルス感染症を発症し、症状が出て入院、療養などをしなければならない被災者（患者）にとっては労災保険の給付がセーフティネットになることが分かりました。

二番目の疑問は新型コロナウイルス感染症が治癒ないし症状固定とされた段階で症状が継続していたり、後遺障害が出現したりした被災者（患者）に対し障害補償給付が支給されるのかははっきりしないということです。労働基準監督署が後遺障害認定の時に用いる障害認定必携に示されている認定方法で障害認定がされるであろうと推察は出来ませんが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の後遺障害の障害認定に関する厚労省通達などは発出されておらず、情報はない状況です。新型コロナウイルス感染症の様々な後遺障害が世界中で確認

されているという内容の報道がメディアでされていますが、解明途中であると言えるでしょう。一方で、新型コロナウイルス感染症に感染した後、PCR検査で陰性となった後も症状がある場合は、あくまでも新型コロナウイルス感染症の症状が継続していると見るべきで、後遺症と見るのは失当との医師意見もあります。

いずれにせよ、今後、休業補償給付の支給が終了する被災者（患者）より、障害補償給付請求をされた場合、どのように労働基準監督署が障害認定していくのかということは、実際に行われる障害認定を見ていくしかありません。

11月25日現在、全国の新型コロナウイルス感染症の労災請求件数は下記に掲載した表1の通り2167件でその内、医療・介護従事者等の請求件数は1687件、医療従事者等以外の請求件数は472件です。厚生労働省は医療・介護従事者等の労災認定については、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の対象にするとしており請求件数も増加してはいますが、医療従事者等以外の請求件数は全国の感染者数を鑑みると、少なすぎるように見えます。医療従事者等以外の労災請求件数を増やす必要があります。また、Aさんのケースでは勤務先が労災請求への協力を拒否しましたが、厚労省が積極的に医療・介護従事者の労災認定をしていることから、医療機関、介護事業場等の労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、事業主は拒否せずに積極的に労災請求に協力すべきと言えます。事業場の中には組織運営が困難になることや、風評被害を恐れて労災請求に消極的なところもあるでしょう。

尚、愛知県労働局管内の11月12日現在の新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数は77件で、北海道労働局の199件（11月18日現在）、東京労働局の505件（10月31日現在）、大阪労働局の378件（11月13日現在）、福岡労働局の135件（11月18日現在）と比べて少ないです。労働局や労働基準監督署はクラスターが発生した事業場への労災保険の請求勧奨をもっと積極的にすべきです。

（事務局 成田 博厚）

（表1）

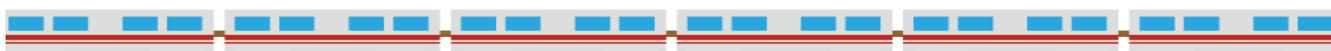
新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和2年11月25日 18時現在

| 業種 | 請求件数 | 決定件数 | うち支給件数 |
|---------------|------|------|--------|
| 1 医療・介護従事者等 | 1687 | 939 | 910 |
| 2 医療・介護従事者等以外 | 472 | 217 | 215 |
| 3 海外出張者 | 8 | 8 | 8 |
| 計 | 2167 | 1164 | 1133 |

☆地下鉄六番町駅アスベスト飛散事故

名古屋市が元請け業者を相手取った費用請求訴訟を提起していたことが判明



名古屋市が2013年12月に地下鉄六番町駅で起きたアスベスト飛散事故後に支出した経費約2143万円を、工事を請け負ったライフテック・エムに請求する訴訟を2017年

3月22日に提起していたことが分かりましたので報告します。

2013年12月12日から13日かけて、地下鉄名港線六番町駅構内にある換気機械室内でのアスベスト含有吹きつけ材除去工事中に、空気1リットルあたり710本という高濃度のクロシドライト（青石綿）が密閉されていたはずの工事区画から駅構内に飛散しました。この事故を受け年明けの1月9日、名古屋労災職業病研究会と愛知健康センターは名古屋市交通局に対し事故の発生源の究明や乗客、駅員の石綿ばく露実態の検証等を行うことを文書で要請しました。

名古屋市交通局は2014年5月10日より2018年12月12日まで、アスベスト飛散による健康への影響及び対応についての意見を専門家

から聞くため、9回に及ぶ「六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会」を開催し、最終的に専門家意見書が公表されました。アスベスト飛散事故から6年以上経過した現在でも、六番町駅換気機械室の吹きつけアスベストの除去工事は中止されたままです。

そんな中、名古屋市が六番町駅のアスベスト除去工事を請け負ったライフテック・エムに対する裁判を名古屋地裁に提起しているとの情報がアスベスト対策愛知連絡会の会議において鈴木明男さんよりもたらされました。鈴木さんが出席した名古屋市との交渉の際、交通局の担当者より訴訟をしていることを耳打ちされたということでした。

関心を持った筆者は長年ともに活動してきたジャーナリストの井部正之さんに情報提供をするとともに、名古屋市会の委員会記録をインターネットで確認したりしました。

名古屋市会会議録・委員会記録検索システムで検索すると、2017年3月2日に行われた土木交通委員会の記録を見ることができですが、そこで、名古屋市が提訴を決断した経緯が濱田交通局技術本部施設部営繕課長より委員に説明されています。

アスベスト飛散事故後にかかった経費についてのお互いの負担に関する名古屋市交通局とライフテック・エムによる当事者同士の話し合いは当初からまとまらず、2016年5月、ライフテック・エムは愛知県弁護士会の紛争解決センターにあっせん仲裁の申し立てを行いました。名古屋市はライフテック・エムの申し立てに応じ協議が続けられましたが、2016年11月、双方の主張は相容れず、解決の見込みがないということで、ライフテック・エム側から申し立ての取り下げが行われあっせん仲裁は終了しました。その後、名古屋市は当局が支出した費用の回収が困難と考え、ライフテック・エムを相手取った訴訟を起こすことを決定しました。

名古屋市のライフテック・エムへの請求額の約2100万円の内訳は、アスベスト飛散事故後、名古屋市が支出した前述の専門家検討会開催にかかる費用110万円余、専門家検討会が駅構内におけるアスベスト飛散状況を知るため業者に業務委託したコンピューターによるシミュレーション解析費用等約1600万円、原因調査等にかかる費用310万円余、復旧作業等の費用が580万円余の合計2620万円余だったということで、この合計額からライフテック・エムのアスベスト除去工事施工済みの出来高480万円余を相殺して2100万円余になるということです。



アスベスト飛散事故のあった六番町駅換気機械室前（2014年1月撮影）

名古屋市交通局が第三者に委託して実施した原因調査では、現場で使用された3台の負圧除じん装置内部のHEPA フィルタ取付け部に隙間があり、工事が中止されるまでアスベストが除去されないまま駅構内に排気されたことや、3台の負圧除じん装置の排気ダクトが1本にまとめられ、換気量が施工計画の約4割で、国が通達で定める最低ライン（1時間当たり4回以上）の半分以下の能力しかなく、明らかな「負圧不足」だったこと、換気機械室内で採取したアスベスト吹付け材から湿潤化剤成分は検出されず、湿潤化処理を行わず工事を行ったことなどが判明しており、この調査結果を見る限りではライフテック・エムにアスベスト飛散事故の責任があることは明らかに見えます。しかし、ライフテック・エム側は2001年に交通局が別の業者に行かせた、事故が起きた換気機械室入り口付近の吹き付けアスベスト除去工事の際に残留していたアスベストが、改めて行った今回の除去工事の負圧除じん装置の排気の風によって吹き飛ばされて、それが換気機械室の外に出たと主張しています。

本稿を執筆していた10月2日、筆者が名古屋市交通局に地裁での訴訟終結時期について営繕課長に問い合わせたところ「訴訟ではまだ双方が主張を繰り返しており、いつ終結するか分からない」という答えでした。

名古屋市交通局は六番町駅でのアスベスト飛散事故後、事故再発防止のため吹き付けアスベストの除去工事を業者に発注するにあたっての新たな要件や対策を付け加えました。それは、交通局が監視する手順についてのマニュアル化や交通局職員の石綿作業主任者の取得推進、作業中のデジタル粉じん計による常時監視体制、受注者の施工実績の要件化、石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物責任者を元請け業者が直接雇用していることなどです。

詳細は省きますが、今後、交通局より多くのアスベスト除去工事を発注することが見込まれる市住宅都市局も、アスベスト除去工事を発注するにあたって新たな要件や対策を実行しています。

このような名古屋市の取り組みは評価すべきですが、筆者は吹き付け材はもちろんのこと、成形板などの除去工事において、市職員や業者だけでなく石綿含有建材調査者協会等の専門家から最新の知見を取り入れ安全を確保していくべきだと考えています。そのことを労職研運営委員を務めていただいている立憲民主党の久田邦博名古屋市議員に話したところ、久田議員がもともとアスベスト対策について強い関心と問題意識を持っていたことから9月17日の名古屋市会本会議において、市民の命の安全を守るためと、大気汚染防止法改正に対応したアスベスト対策として、名古屋市の体制の充実、第三者機関を活用した職員の育成、関係部局との更なる連携について必要であるが環境局はどう考えるかと質問をしてくれました。環境局長の回答は、監視体制の充実、第三者機関を得ての職員の知識などの向上を図ることを検討するというものなどでした。

名古屋市とライフテック・エムの訴訟の終結がいつになるか、注目していこうと考えています。



ガムテープで目張りされた機械室の扉（2014年1月撮影）

（事務局 成田 博厚）

★ 専門官とは専門家ではない、という話



この稿は、私が〇〇専門官の資格や研修がどうなっているか、その問題意識を持ったきっかけの話。開示請求から見えたこと。この順に記します。

労働行政の窓口で〇〇専門官という職員に対応してもらっていますが、専門的なスキルに欠ける印象を持たざるを得ない方に当たることがあります。

私は、数年おきに全 47 都道府県労働局に対して地方労災医員の名簿などを開示請求しています。すると、情報公開法と行政機関個人情報保護法を混同している局や、すでに情報公開審査会の答申で開示する項目だと決まっている項目を黒塗りしてしまう局があります。今年もそれを正すため 24 労働局に不服申立てをしています。

先日、2 年前に情報公開の審査請求をして、今年開示判断が出た沖縄労働局の事案で、再度の開示文書の交付手続きがずっと放置されたままだったので、送料の切手などを先送りして督促しました。ところが、今年の新たな開示請求分の切手を受け取ったという通知が届いたので、2 年前の案件について追及したところ、担当者は、何のことだかまったく分からず、話がかみ合いませんでした。本省にもクレームを言い、担当者が交代した際に分からなくなったことが判明しました。その担当者 S 氏は「情報管理専門官」と名乗っていたので、私は S 氏が情報公開法の実務を理解している前提で話を詰めましたが、まったく素人に近い反応でした。そこで、S 氏に、新任後どんな研修を受けたか、どんな職務歴があると「情報管理専門官」となれるのかを尋ねました。しかし、どちらも特にない、との返答でした。

そこで、私は本省に次の行政文書開示請求を出しました。

「情報公開窓口を担当する情報管理専門官について、(1)情報管理専門官の分掌事務を含め規程している文書、(2)情報管理専門官に任ずる要件を定めた文書、(3)新たに情報管理専門官に就く者に対してする研修の開催案内、次第、研修配布資料その他研修の実態が分かる文書のうち直近の研修に係る文書」

開示されたのは、「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」だけでした。その情報管理専門官の部分は次の記載だけでした。

「第 2 条 情報公開及び個人情報の保護に関する事務の円滑かつ適正な実施を図るため、局に情報管理専門官を置く。

2 専門官は、職務の級が 4 級以上である者のうちから都道府県労働局長が任命する。

3 専門官は、上司の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 4 条に規定する事務のうち相談、指導及び助言その他必要な事務で専門的事項に関すること。

(2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 13 条、第 27 条及び第 36 条に規定する事務のうち相談、指導及び助言その他必要な事務で専門的事項に関すること。

(3) 局並びに署及び所の情報システムのセキュリティ対策に関すること。

4 この条に定めるもののほか、専門官に関し必要な事項は、地方課長が定める。」

つまり、職務 4 級以上というほぼ勤務の期間に対応した資格だけの条件であり、新任研修の仕組みは何も無い、ということが分かりました。

私は、もっと詳細を定めた文書があるかもと期待してさらに開示請求しました。

「(1)準則第2条4項により、地方課長が情報管理専門官に関し必要な事項を定めた文書。(2)情報管理専門官を集めた会合、研修のうちそれぞれ直近のものに係る開催案内、次第、配布資料。(3)情報管理専門官が行う事務に関し、年度の方針、または留意事項(監察結果及び事務誤り並びに事務取扱いの変更等の周知を含む)を通知したもののうちそれぞれ直近のもの。」

この準則に他の多くの専門官の記載もあったので、「石綿対策訟務官」と「地方職業病認定調査官」に関して同じものを開示請求しました。

結果は、すべて何も文書がないとの理由で不開示でした。

都道府県労働局にいろいろ専門官がいても、新任研修もなければ途中の研修もない。職務に対応する年度方針も実務の調整で集まることもない。これが原則であることが分かりました。

もちろんそれぞれの職務に対応するマニュアルや疑義照会の回答文書、法改正や取扱い手順の変更に対応した指示通知文書は都度発出されます。

しかし新任時に教育する仕組みがなくて、前任者の処理した過去の案件書類をめぐって、手順書を追いながら覚えていくというのでは、届出申請をする側はたまらない。

都道府県労働局ではないほかの行政でも、交付された文書に私が以前使っていた古い電話番号がそのまま記載されていたり、新任者が自身の手間を減らすためか勝手に「納付書による納付はなくなり現金のみの納付になりました。」とする市長押印の処分通知書を交付したりと、最近でもかなり杜撰な体験をしました。

ちなみに、新任労働基準監督官に対しては労働基準監督官実地訓練実施要綱というプログラムが策定されていて、訓練内容、期間が単位制で組まれています。同様に新任の労災補償担当官に対しても、労災業務OJTマニュアルが策定されています。

従って、役所の職員が皆職務の専門性を学んでいないというわけではありません。でも、公務員の減員がどんどん進み、十分な教育訓練を受けられない環境では、行政にしっかりした対応を求める私たちも単純にその言葉や判断を鵜呑みにはできないことを意識しておかなければならないのかもしれないかもしれません。

(労職研運営委員 榊原 悟志)

☆代表日誌



京都へ・・・令和2年8月16日

美味しいワイン🍷を求めて京都へ。翌朝は、神コメントとして有名になったトラウデン直美さんが幼い頃に遊んでいたと、前日テレビで見て思わずここ金戒光明寺にやって来ました。しかし当然のことながら今日は会えませんでした。インスタ映えすると有名なアフロ仏像と共に1枚パシャリ。



50歳にして・・・令和2年9月10日

気がつけば、私も50歳。感慨深いですね。孔子曰く「五十にして天命を知る」とのこと、今日の前にある一つ一つを片付けていくその先に、天命があると信じてこれからの人生を歩んで行きたいと思います。名古屋市では50歳から带状疱疹ワクチンの助成が今年の3月から始まりました。長期間抗体が持続すると言われていた「シングリックス」には、副反応の痛みが8割の人に出るとのこと、患者さんには説明はしますが、どれほどの痛みか体験してみないことには今後打つ患者さんに語ることもできないので、50歳の誕生日にたまたま実習に来ていた医学生さんに、打ってもらいました。薬液が入って来るだけで、かなりの痛みを覚え、1日たった今も触れると痛む状態です。なるほど体験しました。皆さんこれからも、ご支援ご鞭撻お付き合いよろしくお願いいたします。

(労職研代表 森 亮太)



★事務局からのお知らせ

★年末年始休みのお知らせ

12月29日（火）～1月5日（火） 事務局休業日です。

★「もくれん原稿」大募集！！

労災のこと、労災以外のこと、短歌、俳句、川柳、エッセイなどなど、なんでも構いません。皆様の投稿、お待ちしております。長さは自由です。メール、FAX、郵送でお寄せ下さい。どうぞよろしく申し上げます。

送付先

e-mail : roushokuken@be.to

FAX : 052-837-7420

郵送 : 〒466-0815

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階



労職研の活動



| 10月 | | | | |
|-----|-----|-----------------------------|-----|----------------------|
| | 2日 | メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会 ZOOM 会議 | 7日 | 全国労働安全衛生センター ZOOM 会議 |
| | 8日 | 名古屋労職研事務局会議 | 18日 | 全国労働安全衛生センターオンライン総会 |
| | 22日 | 名古屋労職研事務局会議 | | |

| 11月 | | | | |
|-----|-----|-------------|-----|----------------------|
| | 12日 | 名古屋労職研事務局会議 | 18日 | アスベストユニオン ZOOM 会議 |
| | 20日 | マルハニチロ訴訟傍聴 | 24日 | アスベスト被害国家賠償訴訟傍聴（岡山） |
| | 26日 | 名古屋労職研事務局会議 | 27日 | 全国労働安全衛生センター ZOOM 会議 |

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

<http://nagoya-rosai.com/>